平成17年度当初予算編成方針

本県の財政見通し

本県の財政は、県税等の自主財源に乏しく、地方交付税や国庫支出金等にその多くを依存せざるを得ない状況にありますが、長期にわたる景気低迷により、近年県税や地方交付税などの一般財源が大幅に減少しております。また、遅れていた社会資本整備や県勢の発展に資する戦略的なプロジェクトの推進にこれまで積極的に取り組んできた結果、本県の社会資本の整備水準は相当程度向上した一方で、多額に発行してきた県債の残高が平成15年度末には1兆円を超え、この償還に係る公債費は平成16年度では1,070億円程度であり、その後も高水準で推移することが見込まれ、財政運営の大きな圧迫要因となっています。

一方、「官から民へ」、「国から地方へ」の考えの下、地方の権限と責任を大幅に拡大し、国と地方の明確な役割分担に基づいた自主・自立の地域社会からなる地方分権型の新しい行政システムを構築していくため、「三位一体の改革」を推進するという「骨太の方針第3弾」の理念も踏まえ、『自立的に発展できる快適で活力のある島根』を目指して、変革の時代のなか厳しい財政状況下にあっても、様々な課題を克服し持続的に発展する島根を築いていく必要があります。

このような状況を踏まえ、平成14年12月「財政健全化指針」を策定し、歳出削減などの努力を重ねてきましたが、昨年末に本県が大きく依存する地方交付税の大幅削減の影響を受け、その結果約450億円の構造的な財源不足が見込まれる状態に陥りました。このまま推移すれば、平成18年度にも基金が枯渇し、民間企業に例えれば「倒産」ともいえる財政再建団体への転落が避けられない状況となっています。

このため、本年10月に、「財政健全化指針」に替わる「中期財政改革基本方針」(以下「基本方針」という。)を策定し、構造的な収支不足を圧縮するため、かつてない大胆な財政改革を強力に進めることにしています。

平成17年度の財政見通しについては、国の予算編成や地方財政対策が明らかでない現段階では、的確な予測を行うことは困難ですが、歳入面では、景気は依然として厳しい状況にあり、県税の伸びは期待できません。また、一般財源の約3分の2を占める地方交付税についても、「三位一体の改革」の推進により、地方歳出の徹底した見直しによる地方交付税総額の抑制や算定方法の簡素化等の改革が進められるなど、予断を許さない状況にあります。

一方、歳出面では、県債残高の累増に伴い急激に増こうしている公債費や、人件費、扶

助費等の義務的経費の負担が大きいため、多額の財源が必要と見込まれ、中期財政見通しでは、平成17年度の財政収支は、300億円程度という巨額の財源不足が見込まれるところです。

予算編成の基本的な考え方

本県が直面している深刻な財政危機を回避するため、基本方針では、概ね10年後における収支均衡体質への転換を目指し、構造的な収支不足額450億円のうち、300億円程度を平成18年度までに圧縮することとしています。

平成17年度予算編成に当たっては、まず、200億円程度の収支改善目標額を設定し、 人件費総額の抑制や公共事業費をはじめとする各種事業費の削減、事務事業の抜本的な見 直しなど、歳出全般にわたる聖域なき見直しを行い、財政改革を強力に推進することとし ます。

一方で、将来にわたる自立的で持続的な県政運営の実現を目指し、県民福祉の充実と県勢の発展を図るために真に必要な事業の着実な実施や県民参画の地域づくりに向けた取組などが求められています。

このため、全体として財政規模を縮小する中にあっても、総合計画における施策の優先度などを踏まえつつ、「施策の選択と集中」をこれまで以上に徹底し、自立的な発展の礎である産業振興などへの重点的な取組や新たな発想と創意工夫による様々な行政課題への対応に努めるとともに、県民・企業・NPOなどの多様な主体との協働を図るための取組を推進する必要があります。

平成17年度予算は、このような基本的考え方に基づき編成することとしましたので、 予算要求に当たっては、具体的には下記事項によってください。

第1 総括的事項

平成17年度当初予算は、効率的・効果的で適切な執行の確保について十分検討の上、適正な見積もりを行うものとし、年間予算として次により編成する。

1 歳出の効率化と新たな取組

- (1) 平成16年度から取り組んでいる重点プロジェクトについては、現行事業の実施 状況や成果に基づき政策企画会議において決定する取組方針を踏まえること。
- (2) その他の既存の事務事業については、最小の費用で最大の効果が発揮できるよう成果重視の取組を積極的に推進するため、行政評価による事務事業・活動の優先順位づけや別添「事務事業の見直しチェック事項」を踏まえ、徹底した見直しを行うこと。
- (3) 新規事業については、新たな発想と創意工夫による様々な行政課題への対応や県 民・企業・NPOなどの多様な主体との協働を進めるという視点を十分に踏まえて 検討すること。
- (4) 職員の人件費が最大の事業費との視点に立ち、マンパワーを活かして県民サービスの向上を目指す手法(いわゆる「ゼロ予算事業」)についても、積極的に導入すること。

2 市町村の自主的な行財政運営等への配慮

市町村合併が具体的に進展するなかで、住民にとって最も身近な基礎的自治体である市町村との間に、分権型社会にふさわしい新たな関係を築いていくことが求められている。このため、社会経済情勢の変化などを踏まえ、県と市町村の役割と負担のあり方について検討し、一層の適正化、合理化を図ること。

また、市町村の厳しい財政状況を考慮し、財政負担や職員数の増加をもたらす施策は厳に抑制すること。

3 外郭団体の見直し

指定管理者制度の導入を契機として、各団体の自主的な経営努力を促すとともに、 団体の統合、解散、人員の削減等団体のスリム化などあり方について見直しを進める こと。

また、団体の自立性を高めるために県関与の必要性を十分検証し、県の財政的・人

的関与の縮小を図ること。

4 国の補助事業等への的確な対応

- (1) 現段階では国の予算が明らかでないため、政府案決定後速やかに、公共事業をはじめとした県予算への影響について十分に把握の上、適切に対応すること。
- (2) 特に、国庫補助金等については、3兆円程度の税源移譲に関連して、今後国と地方の協議の場を通じて、税源移譲の対象となる国庫補助金等の具体的な検討が、国の予算編成作業と並行して進められるので、廃止、縮減等の検討状況を含め幅広く国からの情報収集に努め、適切に対応すること。
- (3) なお、国の補助事業・委託事業については、安易に受け入れることなく、選択的・効率的導入を図ること。

5 公共事業の効率的・効果的な実施

公共事業については、大幅な削減のなかにあっても、限られた財源で効率的な整備を図るため、必要性や費用対効果等について十分に検証するとともに、再評価による継続事業の見直し等を一層徹底すること。また、コストの縮減や発注方法の改善等について、具体的な取組を推進していくとともに、地域の実情に応じた整備基準を積極的に導入し、効率的・効果的に実施すること。

6 建設産業対策及び雇用対策の積極的な実施

公共事業の削減に伴う影響の緩和策については、「当面の雇用対策及び建設産業対策の方針(平成14年11月策定、平成15年11月改訂)」に基づき、推進してきたところである。

今後のさらなる公共事業費の削減により、地域経済や雇用に大きな影響が予想されることから、優先的に取り組むべき課題との認識に立って、「公共事業削減の影響緩和のための建設産業対策及び雇用対策について(平成16年8月6日 商工労働部・土木部)」に基づき、必要な施策の充実強化を図ること。

7 県民との協働の推進と民間活力の活用

「民間でできることは民間に委ねる」という考え方に立って、低コストで質の高い 公共サービスの提供が可能な民間活力を活用した手法を、積極的に導入する必要があ る。

このため、NPO法人、ボランティア団体等との協働や公の施設への指定管理者制度の導入、行政サービスの民間委託などを積極的に進めるとともに、民間のノウハウ

や資金等を有効に活用したPFIの導入可能性についても広く検討すること。

8 県産品等の利用促進

本県産業の振興を図る観点から、農林水産部・商工労働部など関係部局と連携しながら、県産品や県内企業の開発製品等の優先的な利用や調達を推進すること。また、現在取り組んでいる公共事業での県産資材やリサイクル資材の活用についても、より一層推進すること。

9 歳入の積極的な確保

特定の政策目的に係る法定外目的税の導入や、各種講座、セミナー等の有料化など、 受益と負担の関係を明確にしつつ、積極的に歳入の確保に努めること。

また、社会経済情勢の変化等を勘案し、県税や財産譲渡に係る減免基準を見直すこととしているので、留意すること。

10 事業計画等の調整

- (1) 事業計画の策定に当たっては、総合計画との整合性に留意しつつ、体系的、計画的に行うこと。
- (2) 行政需要の多様化、複雑化に伴い二つ以上の部(局)に関連する事業が増加しているので、予算の見積もりに当たっては、事前に必ず関係部(局)間で協議し、行政の総合性、効率性の確保を図ること。
- (3) 義務的に市町村の財政負担を伴う事業については、「市町村の財政負担を伴う県の施策に係る内部調整システムに関する要綱」に基づき、市町村課と十分に協議すること。

なお、県単独事業の創設又は改正に係るもので、市町村の行財政に大きな影響を与えると考えられるものについては、事業構築の段階において市町村へ情報提供する必要があるので留意すること。

- (4) 新規施策等に伴い、組織定数等に異動が生じると見込まれるものについては、人事課等関係課と十分協議の上、定数削減の取組との整合性を図ること。
- (5) 財産の取得及び処分のうち次に掲げるものについては、管財課と十分に協議すること。
 - ① 土地(200平方メートル未満のものを除く。)
 - ② 建物(延面積30平方メートル未満のものを除く。)
- (6) ITを活用した新たなシステム開発や既存のシステムの運用保守のあり方については、費用対効果などの観点から、情報政策課と十分に協議すること。

(7) 営繕工事を伴う事業については、企画立案段階から専門技術的見地の意見を反映させ効率的な施設整備を行うため、平成15年10月3日付け財政課長通知に沿って、営繕課と十分に協議すること。

11 予算要求枠の設定

- (1) 平成17年度は、別表の基準により要求すること。
- (2) 公共事業枠は、配分額の範囲内で、公共事業の優先順位付けを踏まえ、予算要求すること。
- (3) 部局調整枠は、配分額の範囲内で、総合計画に係る施策の優先順位付けを踏まえ、 各部局の権限と責任において、予算原案をとりまとめること。
- (4) 新たな発想と創意工夫による様々な行政課題への対応や県民・企業・NPOなどの多様な主体との協働を図る事業のため、部局調整枠削減額の1割程度の新たな枠を特別需要枠に設定するので、これを活用した新たな事業の展開を検討すること。

12 その他

(1) 県民との情報共有の推進

県民の視点を大切にした財政改革を推進するため、県民や市町村に積極的に事務 事業について情報提供するとともに、その意見の反映に努めること。また、県民に 説明責任を果たす観点から、ホームページ等で要求内容、査定結果等の予算編成状 況を公開するので、留意すること。

(2) メリットシステムの活用

未利用の普通財産の売却収入の一定割合を予算要求枠に反映できるメリットシステムの有効な活用に努めること。

第2 歳入に関する事項

1 県税

今後の税制改正及び経済情勢等に留意し、的確な見積もりを行うこと。

2 国庫支出金

- (1) 国、地方公共団体間の財政秩序の確立と適正化を図るため、新たな負担の転嫁を行わないことや、超過負担を解消することなどを関係省庁に強く要望すること。
- (2) 三位一体の改革により国庫支出金の廃止・縮減が見込まれるが、その調整は政府 案決定後行うこととするので、要求に当たっては、現行制度を前提とすること。

3 使用料及び手数料

住民負担の公平確保と受益者負担の適正化の見地から、必要なものについては新設 ・見直しを行うこと。

また、手数料の額を「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」等に基づいて定めているものにあっては、その改定状況等を十分把握すること。

4 財産収入等

財産収入については、未利用となっている県有財産の売却促進を図るとともに、県 有財産貸付収入及び使用料に準ずる諸収入についても、住民負担の公平確保と受益者 負担の適正化を図ること。

5 分担金及び負担金

事業の性格及び受益の程度等を十分検討し、引き続き負担の適正化を図ること。

6 県債

県債の充当に当たっては、平成16年度地方債計画及び許可方針等を参考として的確な見積もりを行うこと。

なお、充当率等については、別途指示するところによること。

7 その他の収入

それぞれの算定根拠を明確にし、的確な見積もりを行うこと。

第3 歳出に関する事項

1 職員給与費

人件費については、別途指示するところによること。

2 職員給与費を除く義務的経費

(1) 扶助費については、社会保障制度改革をはじめとする国の制度改正の内容を十分 把握し、的確な見込みを行うこと。

なお、県単独扶助費については、対象者、自己負担等制度全般について検討すること。

(2)その他の経費については、年間所要額を的確に見積もること。

3 投資的経費

- (1) 事業内容、緊急度、投資効果、事業の執行体制等を十分勘案の上、真に実効性の あるものに厳選すること。
- (2) 施設整備に当たっては、その維持管理経費が将来にわたって財政硬直化をもたらす要因となることから、計画段階から維持管理コストの徹底した節減・合理化が図られるよう工夫を行うとともに、施設の規模、管理・運営体制等について慎重かつ十分に検討すること。なお、現下の厳しい財政状況を踏まえ、たとえ方針決定済の事業であっても、事業の規模・内容や進度等を再度検討すること。
- (3) 直轄事業負担金については、事前に事業箇所や事業内容などを国と十分協議の上、 建設事業分と維持補修分に区分して的確な見込みを行うこと。

4 補助金等

- (1) 奨励的な県単独補助金は、ゼロベースで見直し、必要なものは内容を精査の上、 再構築すること。
- (2) その他の県単独任意補助金については、別添「補助金見直し基準」に沿って、廃止を含め積極的に見直しを行うこと。
- (3) 市町村補助金については、交付金化、統合メニュー化、支給要件の緩和等、市町村の自主性に配慮するとともに、市町村合併に伴い採択基準等について経過措置を 講じる必要のあるものは、市町村課と協議すること。
- (4) 各種団体の運営費に対する補助金は、過度の依存による弊害を生じさせるおそれがあるので、原則として長期にわたり継続している補助金は廃止又は縮小すること。 また、存続が必要なものにあっても、県の歳出削減に準じた取組を要請するなど、

縮減に努めること。

(5) 各種団体に対する業務委託費等の算定に当たっては、各団体の自主的な経営努力 を促す観点から順次標準人件費方式を導入することとしているので、留意するこ と。

5 負担金

各種協議会等への負担金については、納付先の団体の活動状況、負担金に見合う反対給付の内容などを調査の上、必要性が十分見込まれるものに限ること。

また、負担額、負担率等についても、事業内容の精査等により一層の適正化に努めること。

6 貸付金

新規貸付については、補助金からの切り替えなどやむを得ないものを除き抑制する とともに、存続が必要なものにあっても、経済動向に応じた貸付利率の設定等貸付条 件の再検討を行うこと。

7 施設等維持管理費

- (1) 指定管理者制度導入施設については、指定管理の期間を踏まえ、適切に見積もること。
- (2) その他の施設については、維持管理水準の抑制や同種の業務の一括発注など、管理方法や委託業務内容について徹底した見直しを行い、更なる節減を図ること。

8 その他の経費

行政事務の電子化、ISO14001 (H15年2月認証取得)や県庁エコオフィスプランの取組を踏まえ、経費執行について徹底した見直しを図り、必要最小限の額とすること。

第4 特別会計及び企業会計に関する事項

特別会計の予算要求及び企業会計の予算原案の作成は、設置の必要性、事務事業及び職員配置のあり方、独立採算性の確保による経営の健全化、一般会計の関与のあり方等について十分検討の上、一般会計からの財政援助に安易に依存することのないよう健全経営を徹底した上で、予算要求及び予算原案の作成を行うこと。

なお、一般会計と同様に、徹底して歳出削減と歳入確保を図ること。

第5 予算要求書、各関係資料の提出期限及び提出部数

提出期限	提 出 書 類 ・ 資 料	様式番号	部数
11月22日(月)	歳出予算要求書(部局調整枠を除く) 債務負担行為要求書 予算要求額調(部局調整枠を除く)	様式2 様式3 様式4	2 2 1
11月30日(火)	歳入予算要求書 歳出予算要求書(部局調整枠を含む) 予算要求額調(部局調整枠を含む) 嘱託職員(常勤的非常勤職員)一覧表 賃金職員(臨時的任用職員)一覧表 自動車新規購入又は更新要求一覧表 ゼロ予算事業一覧	様式1 様式2 様式式式式式 様式 様式 様式 表式 表式 表式 表式 表式 表式 表式 表式 表式 表式 表式 表式 表式	1 2 1 1 1 1 2